

水道料金の改定について

（改定諮問書説明資料）

盛岡市上下水道局
マスコットキャラクター
「水道ぼうや」



目 次

改定諮問の背景

ページ

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 盛岡市の水道事業の現状と課題 | 3 |
| 2 | 課題解決の方向性 | 21 |

改定諮問の内容

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 3 | 水道料金体系の見直し | 27 |
| 4 | 第1種集合住宅特例制度の見直し | 32 |
| 5 | 手数料の見直し | 33 |
| 6 | 新しい利用者サービスの導入 | 35 |

改定諮問の背景

1 盛岡市の水道事業の現状と課題

平成27年度第3回上下水道事業経営審議会（2015年10月28日）資料を編集

- （1）人口減少と水需要の減少
- （2）施設の老朽化による更新費用の増大
- （3）使用実態の変化による使用者間の負担の不均衡

盛岡市水道事業の現状と課題

給水人口 286,982人

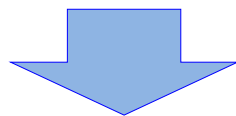
水道普及率 98.0% ※平成27年度末

水需要
減少

水道施設
老朽化

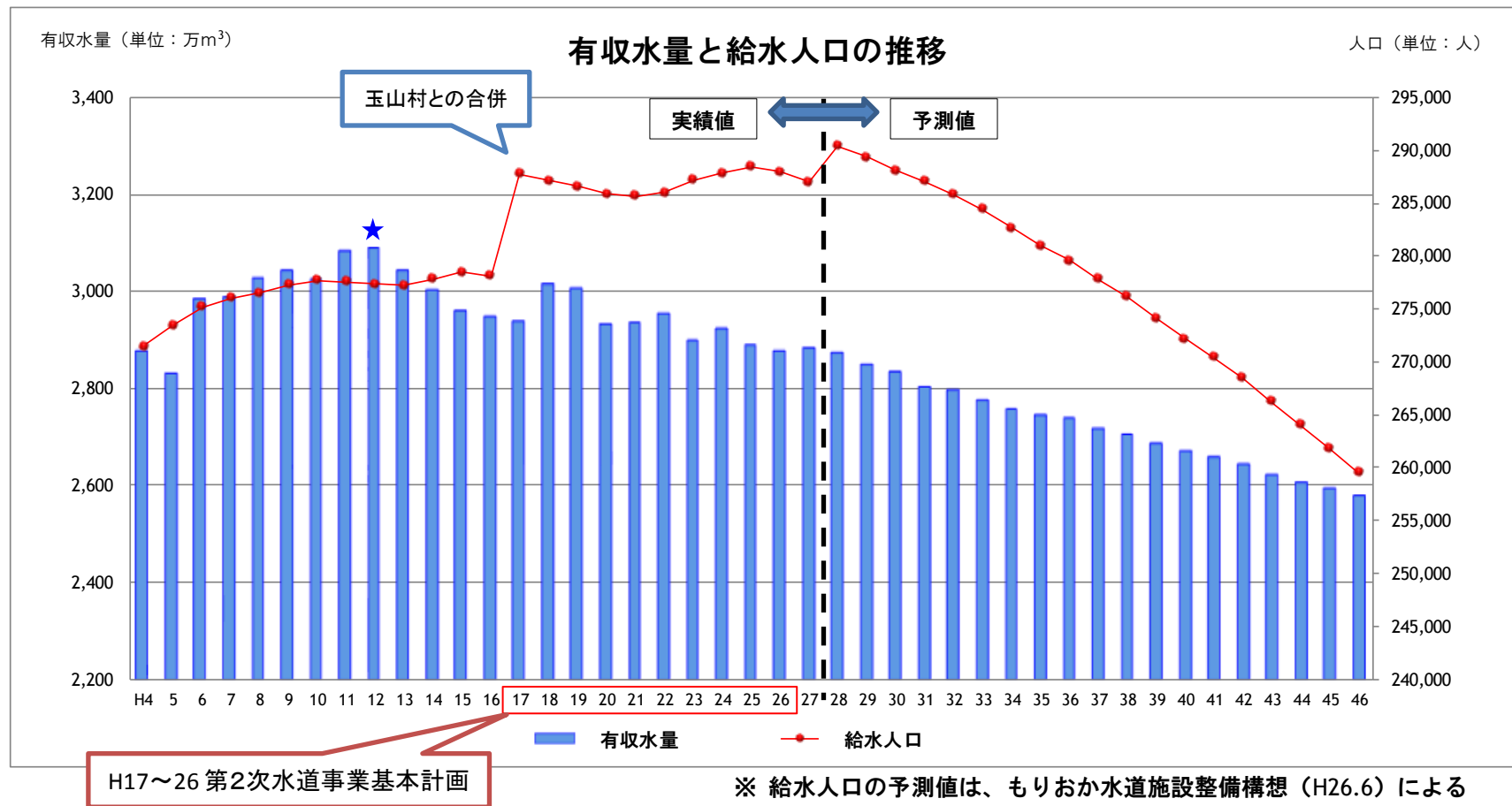
使用実態
変化

老朽施設の計画的な更新を行い、
災害等に備えた施設の耐震化が必要



将来にわたって持続する水道事業の実現

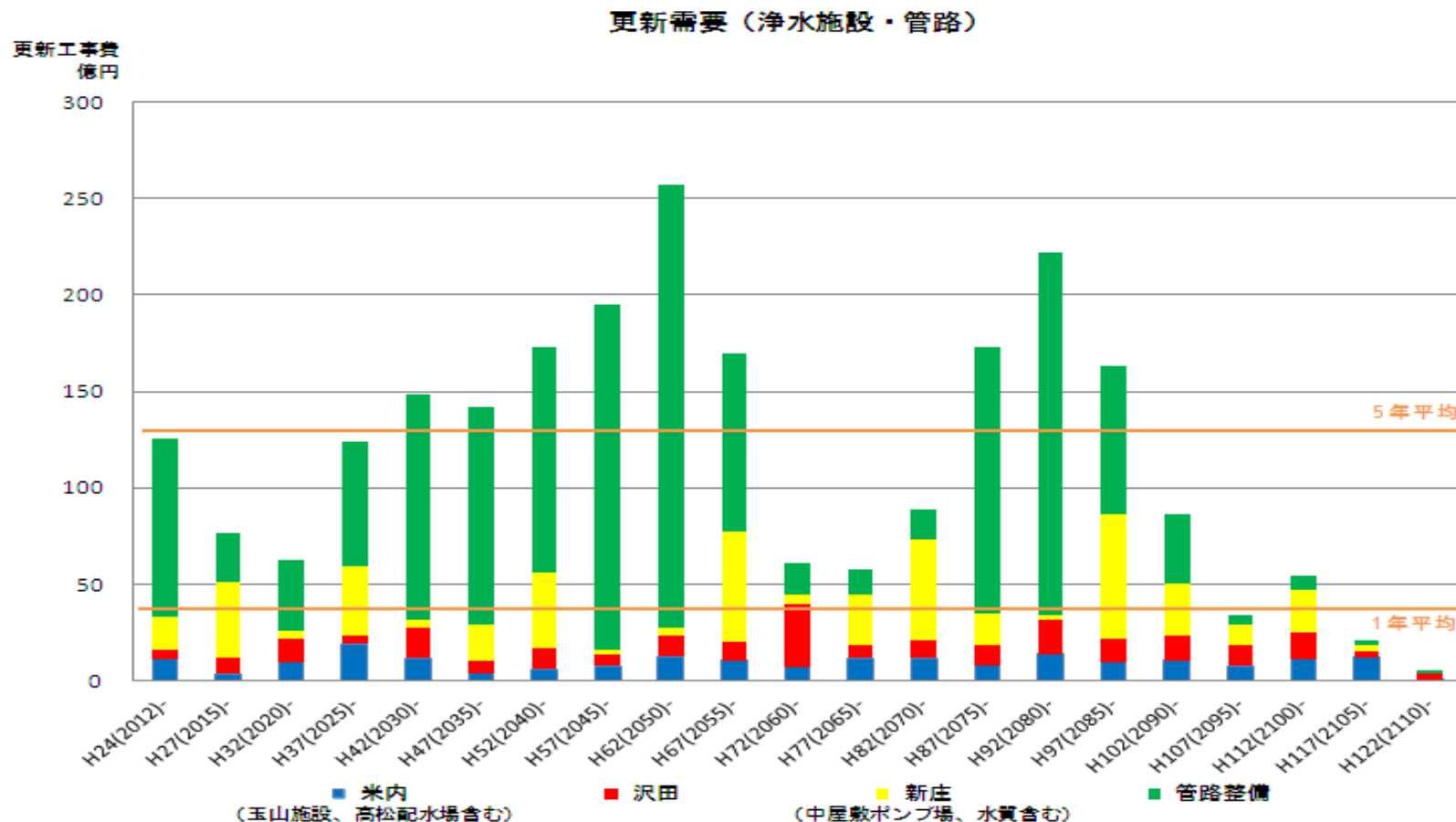
(1) 人口減少と水需要の減少



- 給水人口は、将来的な人口減少に伴い大きく減少する見込み
- 有収水量は、平成12年度をピークに減少

→ 長期的には配水能力が過大となり、施設利用率が低下

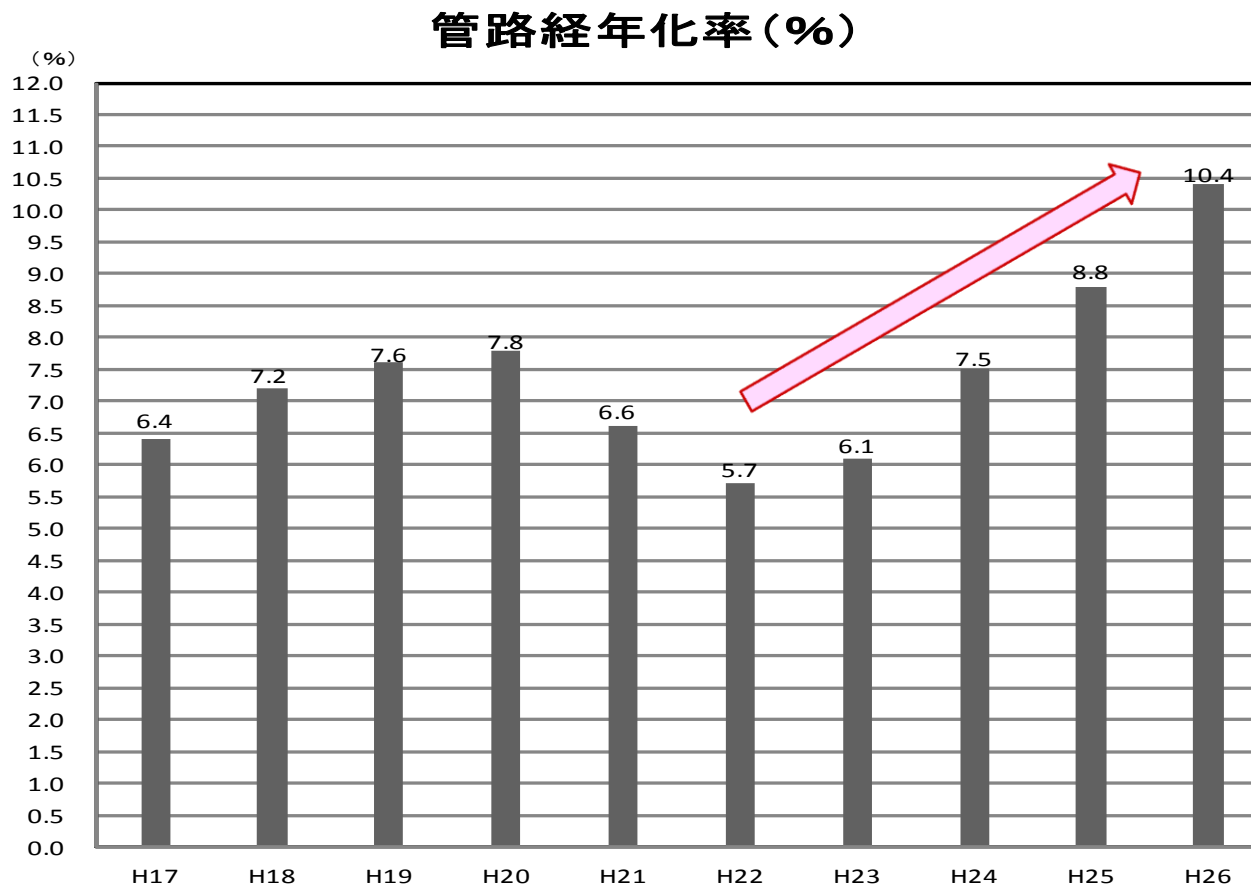
(2) 老朽化した施設の更新費用の増大



※ アセットマネジメントの試算は、耐用年数を法定耐用年数の1.5倍とし、全保有施設の更新費用、現状の再構築費用を含む

- 今後100年間の更新需要は、水道施設全体で約2,442億円と試算
- 現有施設で、年間約24億円(管路15億円, 浄水施設9億円)の更新費用が100年間必要
- 施設の再編・再構築を含めた計画的な更新(アセットマネジメント)

・ 管路の老朽化の現状



※ 管路経年化率（全国平均 13.7%）～厚生労働省 「水道事業の基盤強化方策検討会中間とりまとめ」資料より

- 水道管路は、法定耐用年数40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇する見込み

・ 管路の更新率の推移（平成17～27年度）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
管 路 総 延 長 (km)	1,467	1,476	1,485	1,493	1,507	1,515	1,542	1,549	1,554	1,563	1,569
更新された管路 延長 (km)	5.53	6.34	4.55	7.95	6.28	6.67	9.00	12.43	10.8	9.49	9.65
管 路 の 更 新 率 (%)	0.41	0.47	0.34	0.54	0.40	0.46	0.65	0.80	0.71	0.61	0.62

- 法定耐用年数（40年）を経過した管路延長は、平成27年度末で約180km
（管路総延長1,569kmの約11%が法定耐用年数を超えている）
- 平成27年度の更新率（0.62%）では、161年に1回の更新ペースとなる
（全国の平均は、0.76%～約130年：厚生労働省 前掲資料）
- 第三次盛岡市水道事業基本計画（H27～H36）
 - 経年管路の更新率を向上（年0.62%から1.0%程度に引き上げ）
 - ①重要給水施設配水管整備事業（H26～H37／年平均約5億円）
 - ②経年管対策事業（年平均約8億円）

(3) 使用実態の変化による利用者間の水道料金の不均衡

ア 大口使用者と一般使用者の負担の不均衡

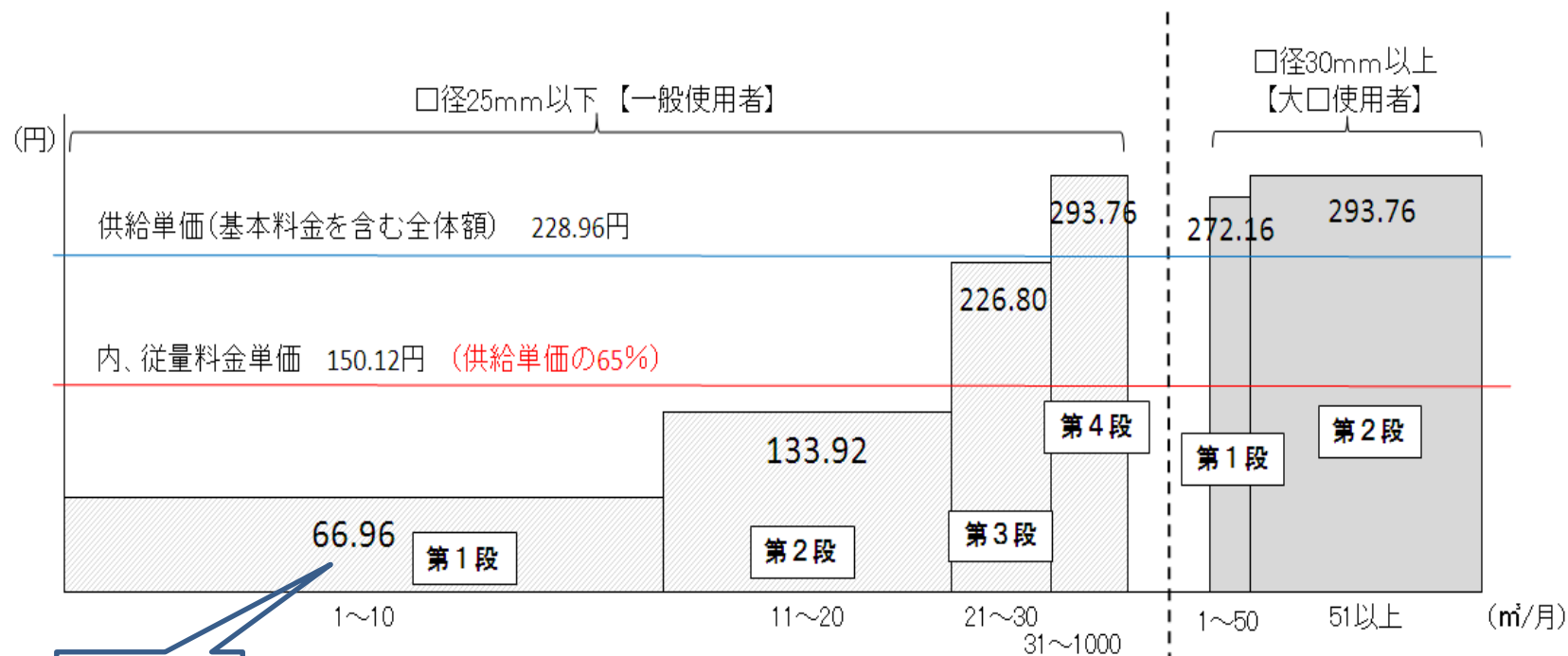
イ 基本料金と従量料金のバランス

ウ 第1種集合住宅特例



ア 大口使用者と一般使用者の負担の不均衡

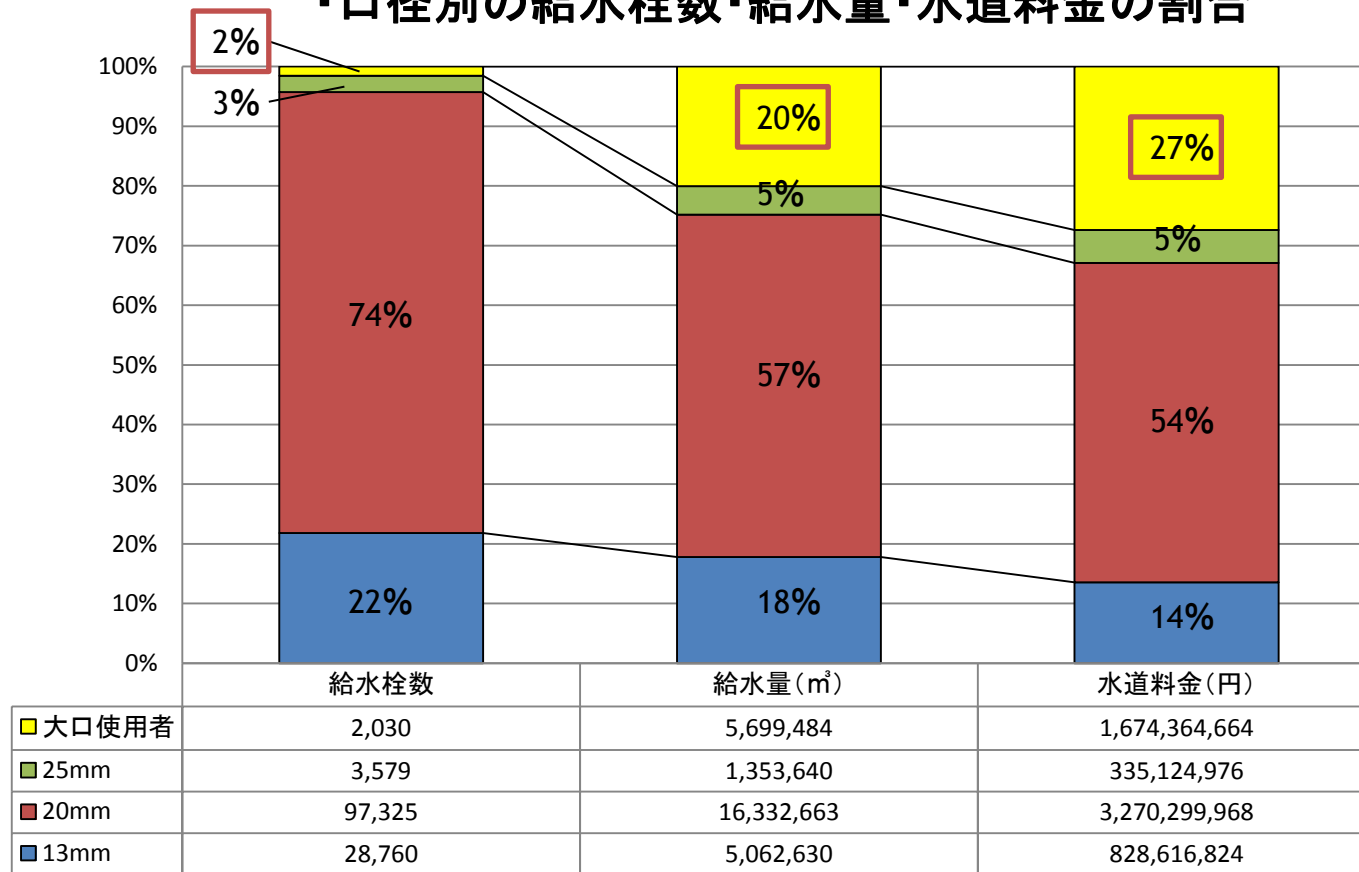
・逦増制料金制度



従量料金
(税込み)

※供給単価、従量料金単価は平成26年度実績値
(消費税込みで表示)

・口径別の給水栓数・給水量・水道料金の割合



※「水道料金」は税抜調
定金額

※栓数はH27.3現在

※浴場用・臨時用は除く

- ①大口使用者は、全体の20%の水を使用しているのに対し、水道料金は27%を負担している（7%相当の水道料金を肩代わりしている）。
- ②大口使用者の数は全体の2%に過ぎないものの、27%の水道料金を負担しているため、1社でも数が減ると、料金収入が大幅にダウンする。

現在の料金体系

【水道施設拡張期の受益者負担の考え方】
施設の大規模化に繋がる大口径・大量使用に対し、より多くの負担を求め、一般使用者（生活者）の料金負担を抑える。

逓増度が大きい

給水普及率が99%を超え「施設拡張期の考え方」が実情に沿わなくなった

大口・一般使用者の負担を
適正化したい

大口使用者が水道使用を控え、**地下水専用水道に切替**

給水収益が大幅にダウン

逓増度を小さくしたい

イ 基本料金と従量料金のバランス

・水道料金の原則(性質別の考え方)

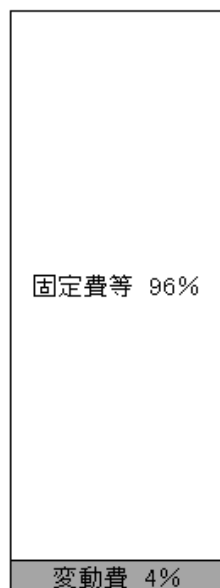
①固定費等＝準備料金＝ 基本料金

(水道管や浄水場の維持管理費及び更新費、検針関係費など、給水量の多寡にかかわらず必要な経費)

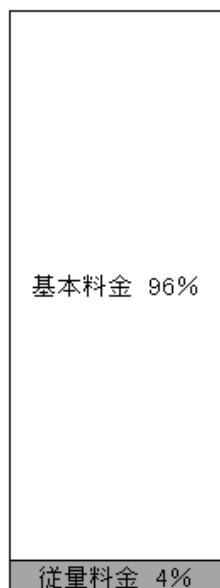
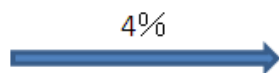
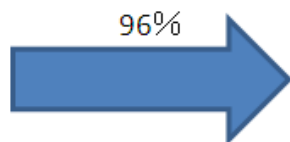
②変動費＝水量料金＝ 従量料金

(薬品費、動力費など、給水量の増減に比例する経費)

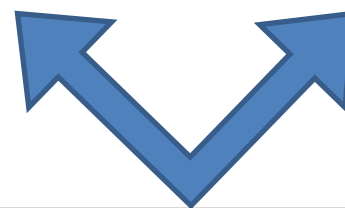
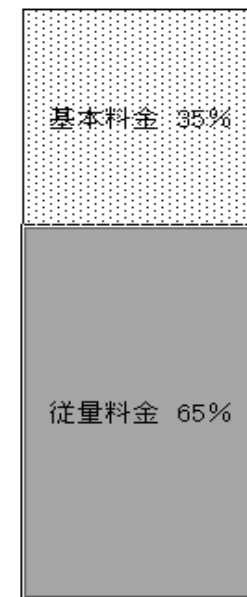
給水費用



料金の原則



現状



基本料金と従量料金のバランスが「料金の原則」と乖離
→水道使用量が減った場合、経営の安定性が損なわれる

使用水量は今後も減少し、これに比例して従量料金収入も下がる



現状において、固定費等の一部を従量料金で負担しているため、従量料金収入が下がると固定費を賄うことが困難になり、経営の安定性が損なわれる



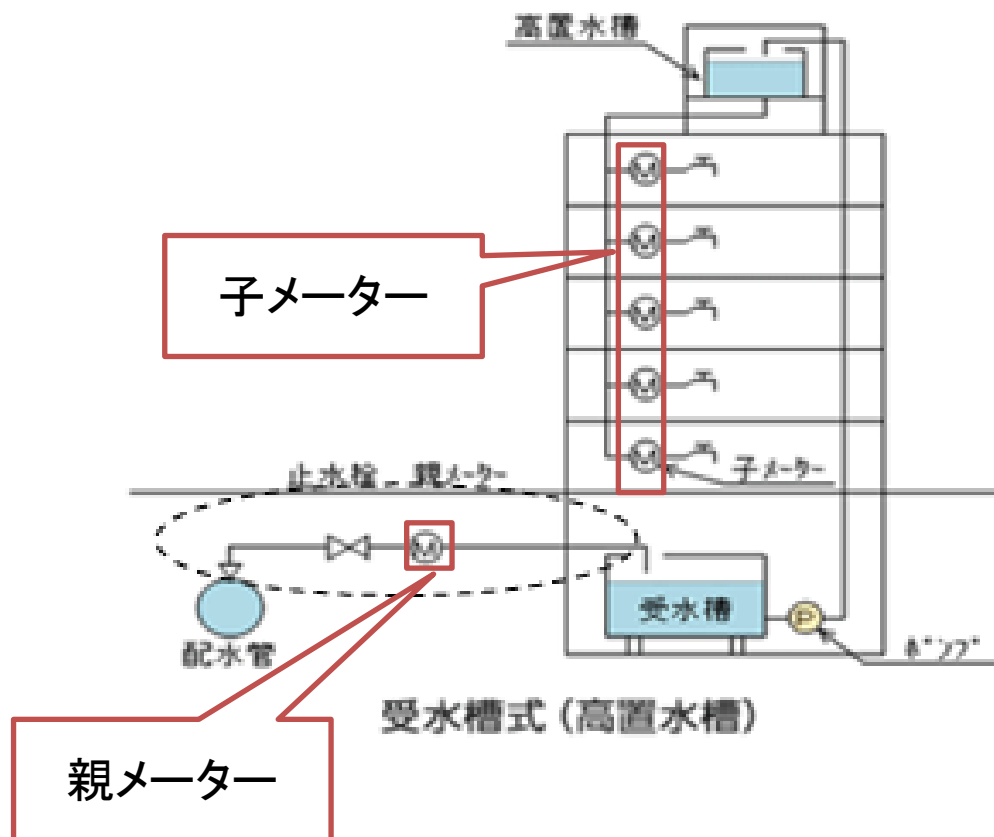
固定費等相当分は本来基本料金で賄うべきであるが、給水費用の「96%」が固定費等であるのに対し、現状において基本料金の割合は「35%」しかない



今後、基本料金の割合を高めて従量料金とのバランスを見直し、経営の安定性を保つ必要がある

ウ 第1種集合住宅特例について

集合住宅(受水槽給水)とは



「集合住宅特例制度」

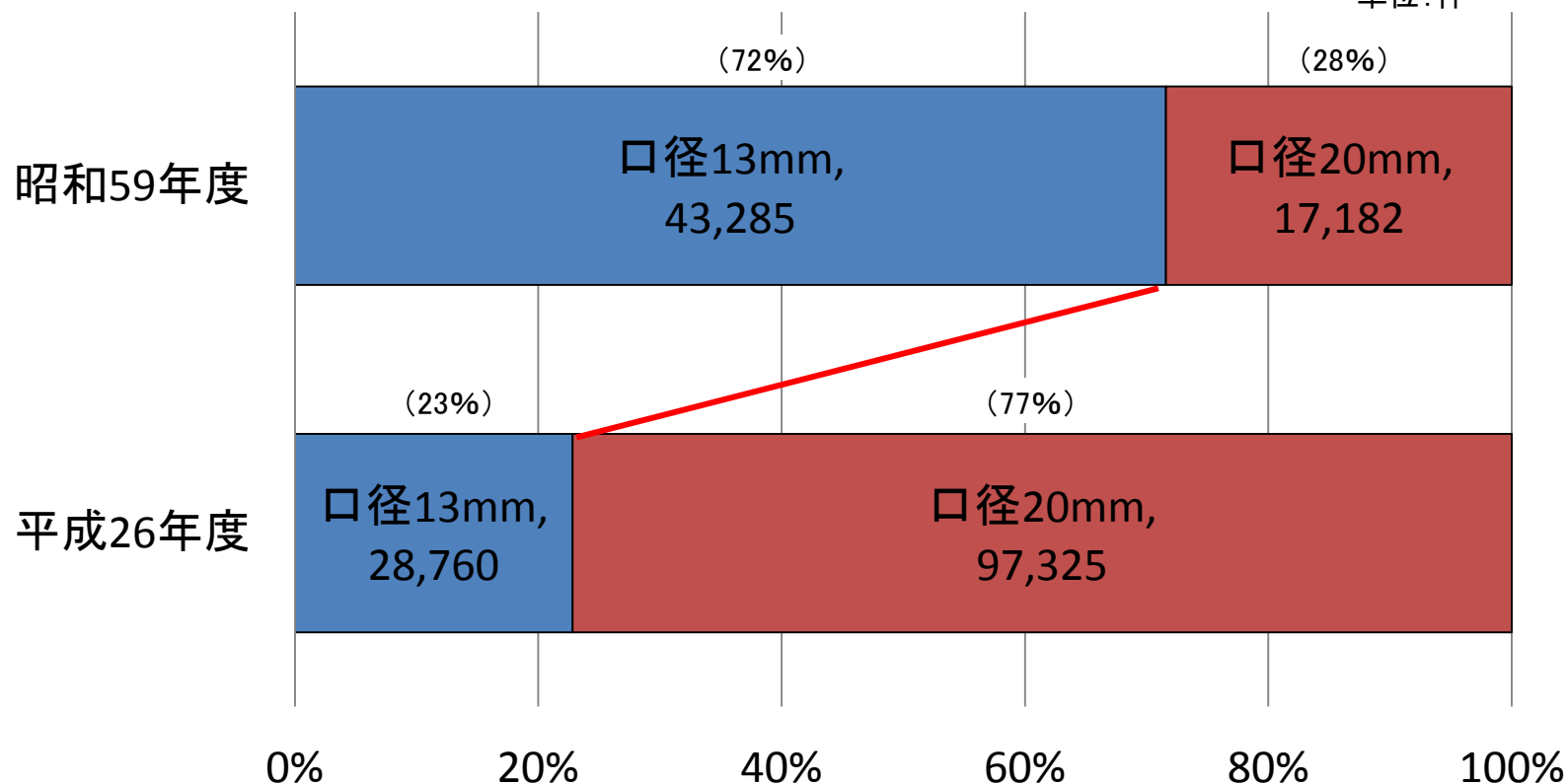
区分	上下水道局に支払う人	水道料金の計算方法	基本料金の口径の取扱
第1種集合住宅	大家 (管理組合を含む)	・親メーターのみを検針 ・1棟の使用水量を全世帯で均等に使用したとみなして合計額を請求 (各世帯は、それぞれの負担分を大家に支払う)	一律13mm扱い @800円
第2種集合住宅	集合住宅の借主	・子メーターを検針 ・使用水量に基づいて各世帯に請求	子メーターの口径で計算 (主に20mm)

※どちらの区分を選ぶかは、大家が決定する。

おおよその家に風呂、洗濯機、水洗トイレがある時代・・・
生活実態は変わらないのに、第1種集合住宅特例は時代にそぐわないものとなっている。

・メーター口径の割合の変化

単位: 件



生活様式の変化と併せて、一般的な家庭の口径は13mmから20mmへ移行

第1種集合住宅特例を適用した水道料金計算例

※台所・水洗トイレ・風呂・洗面台・洗濯機を使用する、標準的世帯の20m³/月の水道使用例（税抜で試算）

戸建住宅の場合

基本料金（20ミリ口径）	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

マンション（第1種集合住宅）の場合

基本料金（13ミリ換算）	800円
従量料金	1,860円
計	2,660円

同じ使用実態でも600円の差
→公平性に欠ける

水道料金は口径別の計算が基本

```
graph TD; A[水道料金は口径別の計算が基本] --> B[生活様式の変化と併せて  
一般家庭の口径は13mmから20mmへと移行したが、  
第1種集合住宅の水道料金がその実態と合っていない]; B --> C([戸建や集合住宅の種類に関わらず、公平な計算方法としたい]);
```

生活様式の変化と併せて
一般家庭の口径は13mmから20mmへと移行したが、
第1種集合住宅の水道料金がその実態と合っていない

戸建や集合住宅の種類に関わらず、公平な計算方法としたい

2 課題解決の方向性

- 1) 適切な更新投資を行うための
料金収入の確保
- 2) 使用者間の負担の適正化



人口減少による
料金収入ダウン

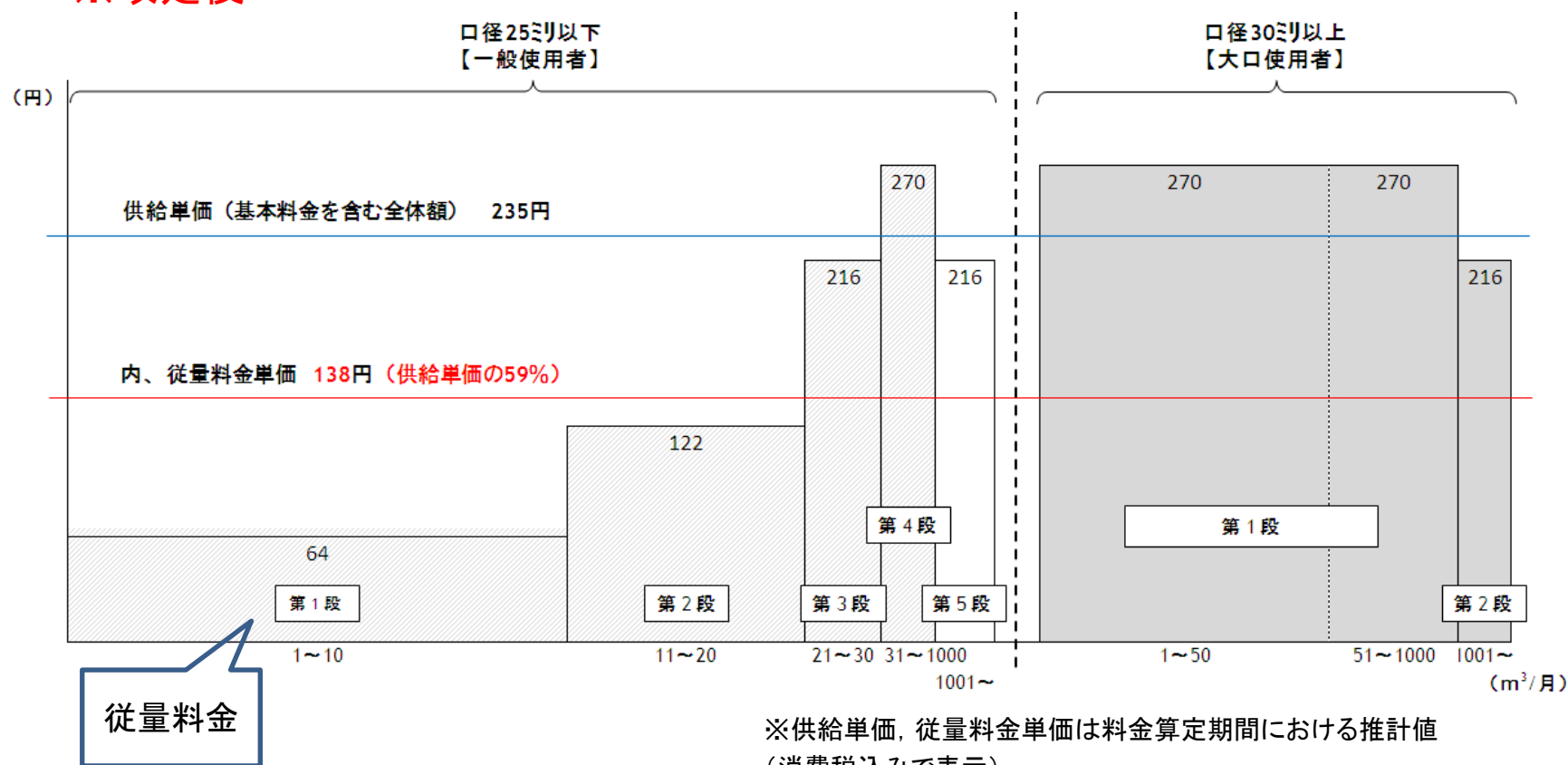
多数の水道施設が
次々と老朽化し、更
新費用が増加

適切な更新投資
のための料金収
入の確保

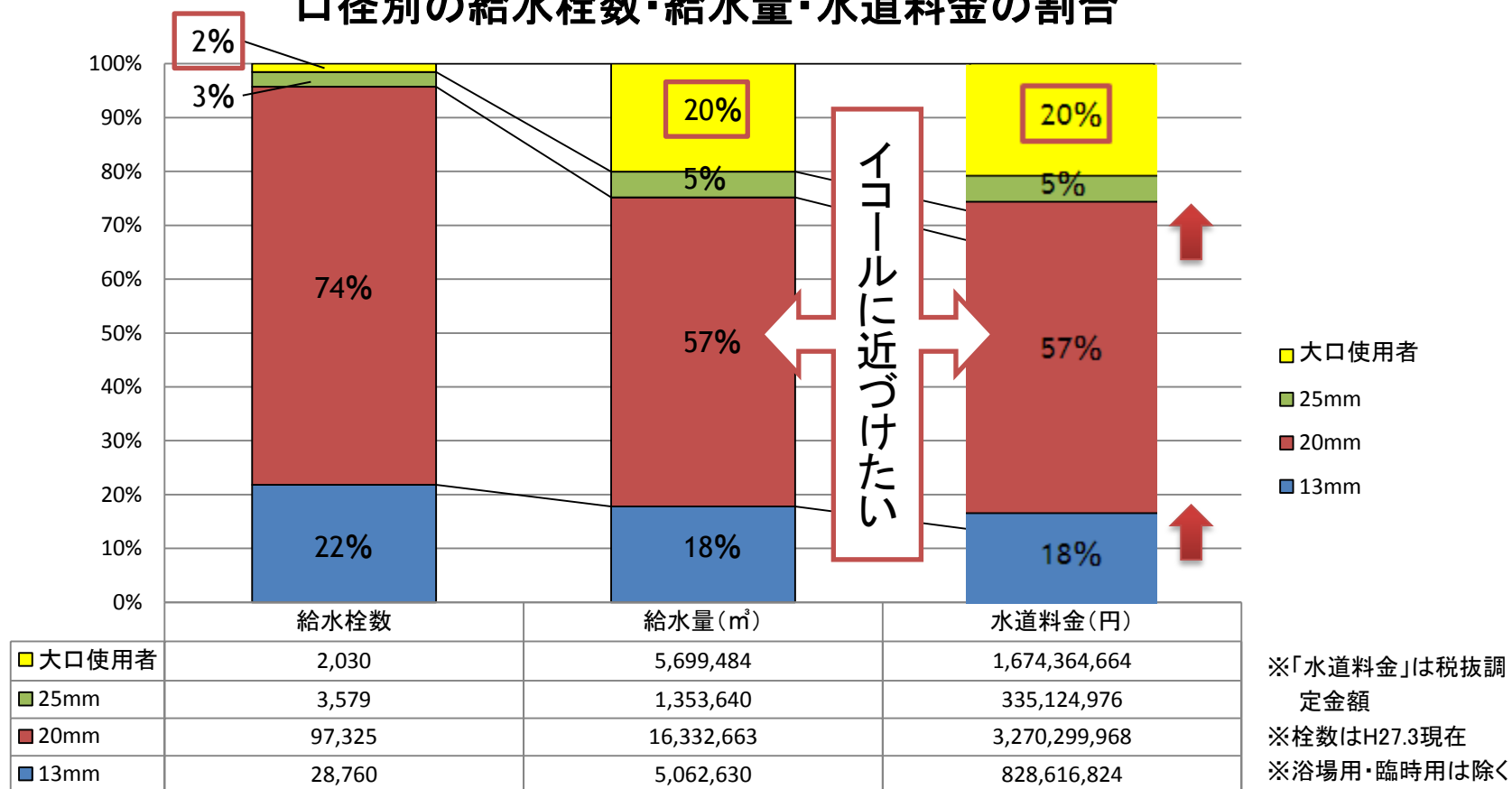
1) 適切な更新投資を行うための料金収入の確保

料金表の変更・逦増度の緩和(現行料金収入の維持)

※改定後



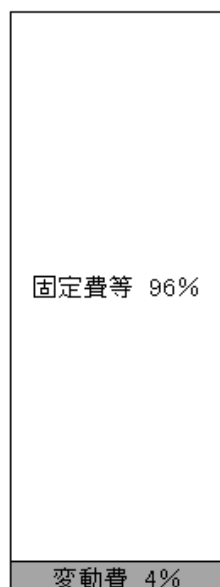
口径別の給水栓数・給水量・水道料金の割合



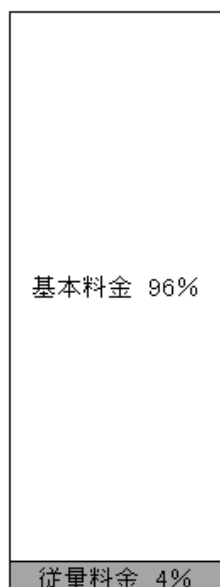
「水道料金の割合」を,「給水量の割合」に近づけて
 口径に関わらず負担が公平な料金体系としたい

基本料金割合の増加

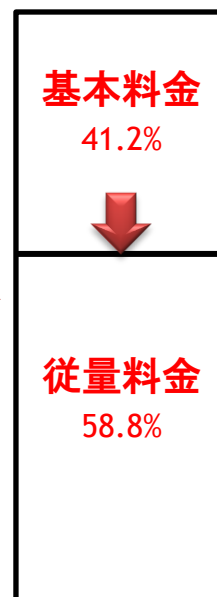
給水費用



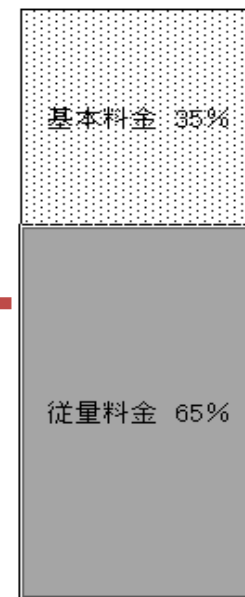
料金の原則



改定後



現状



市民の負担を考慮しながら、基本料金の割合を少し増やしたい

2) 使用者間の負担の適正化

第1種集合住宅特例の見直し

※台所・水洗トイレ・風呂・洗面台・洗濯機を使用する、標準的世帯の20m³/月の水道使用例（税抜で試算）

戸建住宅, アパートの場合

基本料金 (20ミリ口径)	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

タワーマンションでも、第1種の場合は…

基本料金 (20ミリ換算)	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

戸建や集合住宅の種類に関わらず、公平な計算方法としたい
(第1種集合住宅のみなし基本料金を改正)

改定諮問の内容

- 1 水道料金体系の見直し
- 2 第1種集合住宅特例制度の見直し
- 3 手数料の見直し
- 4 新しい使用者サービスの導入



1 水道料金体系の見直し

- (1) 全基本料金引上げ, 全従量料金引下げ
- (2) 大量使用区分単価の新設(逡増度緩和)
- (3) 遅収料金制度廃止・遅延損害金導入



(1) 全基本料金引上げ・全従量料金引下げ

基本料金

基本料金（消費税込み）			
口径 mm	改定案 （円）	現行 （円）	比較増減 （円）
13 16	972	864	108
20	1,620	1,512	108
25	2,592	2,484	108
30	4,860	3,672	1,188
40	8,964	6,048	2,916
50	16,308	13,176	3,132
75	42,876	26,568	16,308
100	89,424	43,848	45,576
150	256,932	92,340	164,592

従量料金

従量料金（消費税込み）					
用途等 の区分		水量 区分	改定案 （円）	現行 （円）	比較増減 （円）
一 般 用	25mm 以下	1～10 m ³	64	66.96	▲ 2.96
		11～20 m ³	122	133.92	▲ 11.92
		21～30 m ³	216	226.80	▲ 10.80
		31～1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ～	216	293.76	▲ 77.76
	30mm 以上	1～50 m ³	270	272.16	▲ 2.16
		51～1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ～	216	293.76	▲ 77.76
浴 場 用	一般公衆浴場		51	51.84	▲ 0.84
	温泉 浴場	1～100 m ³	140	140.40	▲ 0.40
		101 m ³ ～	216	226.80	▲ 10.80
臨時用			507	507.60	▲ 0.60

(2) 大量使用区分単価の新設(逦増逦減)

- 一般用 1,001m³／月以上

現行	→	改定
293.76円		216円

- 温泉浴場用 101m³／月以上

現行	→	改定
226.80円		216円

(3) 遅收料金制度廃止・遅延損害金導入

改定内容

料金等を指定期間内に納付をしない場合に、実際に納付した日にかかわらず、納付すべき金額に一律5%を乗じて徴収する現行の遅收料金制度を廃止し、電気料金など他の公共料金と同様に、納付期限から納付日までの期間を考慮した遅延損害金(年利率5%)を設定する。

(参考)

電気料金については、電力10社において延滞利息制を採用することとしており、中国電力が平成29年4月からの制度切替を予定。

2 第1種集合住宅特例制度の見直し

(1) 第1種集合住宅のみなし基本料金改正

新設の場合、基本料金を20mmとする

(2) 特例制度見直しにかかる経過措置等

実態が13mmの集合住宅は、申請・調査の上
13mmで認定継続。



第1種集合住宅特例を適用しない場合の マンションの計算例(現行)

Aマンション

戸数 287戸

口径 100mm

年間使用水量
46,305m³

特例ありの場合(現行)

6,870,672円

特例なしの場合(計算)

14,115,767円

差額 7,245,095円

第1種集合住宅特例を適用しない場合の マンションの計算例 (改定後)

Aマンション

戸数 287戸

口径 100mm

年間使用水量
46,305m³

特例ありの場合

9, 230, 970円

特例なしの場合(計算)

11, 722, 968円

差額 2, 491, 998円

3 手数料の見直し

(1) 給水装置工事における手数料



(1) 給水装置工事における手数料

改定内容

① 設計審査及び完了検査

給水装置を改造する場合

分岐口径の変更に関わらず 同額

② 完了検査

新たに『写真検査』の区分を追加



① 設計審査及び完了検査

【設計審査】

給水装置を改造する場合 4,000円 ⇒ 2,000円

(分岐口径を変更するもの)

同額 ||

(分岐口径を変更しないもの) 2,000円 ⇒ 2,000円

【完了検査】

給水装置を改造する場合 9,000円 ⇒ 4,000円

(分岐口径を変更するもの)

同額 ||

(分岐口径を変更しないもの) 4,000円 ⇒ 4,000円

② 完了検査

写真検査 ⇒ 新規追加 2,000円



業務内容の整理による
事務の効率化と市民負担の
軽減

4 新しい使用者サービスの導入

- (1) 毎月徴収制度
- (2) 口座振替割引制度
- (3) 基本料金の日割計算精度
- (4) ペイジー口座振替受付サービス



(1) 毎月徴収制度

水道料金口座振替利用者のうち
希望する使用者に対し『毎月徴収』を実施



『毎月徴収』の実施により、一度に
支払う金額が少なくなるため、
水道使用者の負担が軽減

(2) 口座振替割引制度

水道料金口座振替利用者のうち
水道料金の一部割引(1か月当たり50円)を実施



口座振替割引制度を実施し、
水道料金口座振替利用者に配慮す
ることにより、
口座振替利用を促進

(3) 基本料金の日割計算制度

水道使用期間が1か月に満たない場合
『基本料金の日割り計算』を実施



基本料金の日割り計算の実施
により、
**1か月に満たない水道使用者の
負担を軽減**

(4) ペイジー口座振替受付サービス

水道料金口座振替手続きの簡素化を図るため
『ペイジー口座振替受付サービス』を開始



ペイジー口座振替受付サービス
を開始することにより、水道料金の
口座振替手続きの簡素化を図り、
口座振替利用を促進

今後の審議予定

8月19日 第4回上下水道経営審議会

9月21日 第5回上下水道経営審議会

10月12日 第6回上下水道経営審議会(答申)

(予定)12月市議会へ改正条例案上程

平成29年4月 改定水道料金施行

以上で、説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。